

高知くらしの護身術

17

未公開株の勧誘

上場予定ないのに勧誘

(2006年7月26日掲載原稿)

新規公開株の人気上昇などに伴って、未公開株式に関する相談が増えています。

相談内容としては、「上場が間近」「値上がり確実」などとの未公開株の購入について電話勧誘や、ダイレクトメールによる勧誘があり、株券は受け取ったものの換金も譲渡することもできない株券だった。とか、解約について文書を送付したところ、販売業者は、転居先不明とのことで文書が返送されてきた。というものでした。

未公開株とは、証券取引所に上場されている株式、店頭に登録されている株式以外の株式で、この未公開株が上場された場合、新規上場後の初値が売り出し価格を大きく上回るため、人気が高くなっています。こうした未公開株人気を背景に、上場予定のない企業の株を売りつけたりするなどの悪質な事例が増えてきています。

アドバイス

○ 未公開株は、譲渡制限を受けている場合が多く、譲渡制限のある株を取得しても、株券の所有者は株券の発行会社に株主として認めてもらうことは、困難です。

(譲渡制限のある株を譲渡する場合には、取締役会の承認を要します。) 一般的に、証券取引所は譲渡が制限された株式は上場しないこととなっています。

○ 未公開株を取り扱うことができるのは、未公開株の発行会社や証券業の登録を受けている証券会社に限られております。

登録業者は金融庁のホームページの中の「免許・登録を受けている業者一覧」(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)で確認できます。

○ 未公開株の発行会社に上場の予定があるか確認して下さい。

当該未公開株について上場の予定の確認をすると、「上場予定はありません。」との回答があった例もあります。

なおこの際、会社の実在性についても確認することをお勧めします。